様式第３号（第 12 条関係）

公有財産売却一般競争入札参加申込書

年　　月　　日

東温市長　　様

申込者　住所
氏名（※１）
ユーザーＩＤ
メールアドレス
電話番号

東温市が売払いする下記物件を買い受けたいので、当該物件に係る公有財産売却一般競争入札（電子入札）に参加を申し込みます。なお、本申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと及び入札公告の内容及び条件等を承諾し、順守することを誓約します。

添付書類（複数物件申込みされる場合であっても、次の添付書類は各１通です。）
１　個人にあっては、居住地の市区町村長が発行した住民票
※　住民票の代わりに運転免許証の写しで可
２　法人にあっては商業登記簿謄本又は登記事項証明書

物件番号
入札保証金　　円
入札保証金納付方法　　クレジットカードによる

○　複数の物件について申込みをされる場合、物件ごとに公有財産売却一般競争入札参加申込書が必要です。

備考　この様式により難いものにあっては、必要に応じて適宜変更して使用する。

送付先　〒791-0292
愛媛県東温市見奈良 530 番地 1
東温市　総務部　総務課　管財係　宛

様式第４号［その２］（第 14 条関係）

誓約書（電子入札用）

年　　月　　日

東温市長　　様

申込者　住所
氏名

以下を誓約いたします。

記

東温市の公有財産売却に参加するにあたっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、東温市インターネット公有財産売却ガイドライン及び東温市における入札、契約等に係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。

もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに東温市の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、東温市に対し一切の異議、苦情等は申しません。

１　私は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第２項各号に該当すると認められるものいずれにも該当しません。

２　私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

(1)　正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。

(2)　入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。

(3)　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。

(4)　契約の履行をしないこと。

(5)　契約に違反し、契約の相手方として不適当と東温市に認められること。

(6)　入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。

(7)　社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。

(8)　天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

３　私は、東温市に対し、市税や市の使用料等の滞納はありません。

４　私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２項に規定する暴力団及びその団体の構成員等警察当局から排除要請がある者ではありません。

5　私は、東温市の公有財産売却に係る「東温市インターネット公有財産売却ガイドライン」、「入札説明書」、「入札公告」及び「売買契約書案」の各条項を熟読し、これらについてすべて承知の上で参加しますので、後日これらの事柄について東温市に対し一切異議、苦情等は申しません。

様式第６号（第 18 条関係）

委任状

年　　月　　日

東温市長　　様

委任者　住所
　　氏名（※１）

記

私は、下記の者を代理人と定め、東温市が行う公有財産売却に関する次の権限を委任します。

受任者　住所
　　氏名

委任事項

年　　月　　日に執行される一般競争入札に関する下記事項

１　仮申込み及び本申込みに関する案件
２　入札保証金に関する件
３　入札に関する件
４　契約保証金に関する件
５　売買契約に関する件

※１　法人にあっては、その名称及び主たる所在地並びに代表者氏名を記載する。

（備考）
上記の委任事項は例示であり、必要に応じて適宜変更して使用してください。

様式第７号（第 27 条関係）

所有権移転登記請求書

請求者　住所
氏名

　　年　　月　　日付けで締結した次の物件に係る売買契約について、公有財産売買契約第２条第１項の売買代金を　　年　　月　　日に納入したので、登録免許税額に相当する収入印紙（登録免許税領収証書）を添えて所有権移転の登記を請求します。

記

土地

所在地	地番	地目	面積（㎡）	備　考

建物

所在地	地番	種類・構造	延床面積（㎡）	備　考

別記第１（第８条関係）

東温市公有財産売却に関する入札心得

（趣旨）

第１条　この心得は、公有財産の売払いの契約の締結について、東温市（以下「市」という。）が行う一般競争入札（電子入札を除く。）に参加する者が守らなければならない事項を定めるものとする。

（一般競争入札参加の申込等）

第２条　一般競争入札に参加しようとする者は、東温市公有財産等の売払いに関する要綱（平成 22 年東温市告示第 75 号）第 11 条第１項の規定による入札公告（以下「入札公告」という。）において指定された書類を指定された日時までに、市に提出しなければならない。

２　市は、前項の書類の提出を受けたときは、当該一般競争入札への参加資格の有無を決定し、参加資格があると認めた者（以下「入札参加資格者」という。）に、その旨を通知するとともに当該入札保証金の納付に必要な納入通知書を発行する。

（一般競争入札の参加資格の取消し）

第３条　入札参加資格者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

(1)　後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(2)　破産手続きの開始の決定を受けたとき。

(3)　営業に関し法律上必要とする許可、認可又は登録等の取消しを受け、又は失効したとき。

(4)　営業を停止、休止又は廃止したとき。

２　前項各号いずれかに該当した者に対して行った当該一般競争入札への参加資格の認定は、市において特別の理由がある場合のほか、これを取り消す。

第３条その２　入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当する者となり、又はこれに該当するものを代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、当該一般競争入札への参加資格の認定は、これを取り消す。

(1)　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2)　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3)　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4)　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

(5)　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6)　前各号のいずれかに該当する事実があった後３年を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者

第３条その３　入札参加資格者が不渡手形又は不渡小切手を発行し、手形交換所による取引停止処分を受け、又は銀行等当座取引を停止され、その他経営、資産、信用の状況の変動

により契約に履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該一般競争入札への参加資格の認定は、市において特別の理由がある場合のほか、これを取り消す。

（入札保証金等）

第４条　入札参加資格者は、予定価格の 100 分の 10 以上の市が定めた金額の入札保証金を、入札公告において指定された期日までに第２条第２項の規定により発行された納入通知書により納付しなければ、当該一般競争入札に参加できない。ただし、当該入札公告において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたときは、この限りでない。

（入札保証金の納付に代わる担保）

第５条　入札保証金の納付は、現金に限るものとし、入札保証金に代わる担保の提供は認めない。

（入札の基本事項）

第６条　第４条の規定により入札保証金を納入した者（以下「入札参加者」という。）は、入札に付された公有財産の図面、説明書及び契約書案その他契約締結に必要な条件を検討のうえ入札しなければならない。

２　前項の図面、説明書及び契約書案等は、閲覧に供するとともに、市の公式ホームページに掲載する。この場合において、閲覧を希望する者は、市職員に申し出てその指示に従い、閲覧しなければならない。

３　入札は、総価により行わなければならない。ただし、入札公告において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

（公正な入札の確保）

第７条　入札参加者は、当該入札に関し、関係法令等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の取りやめ等）

第８条　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札）

第９条　入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ封をして、あらかじめ入札公告において指示された日時及び場所において、市職員の指示により入札に参加しなければならない。

２　前項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出しなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず、入札公告において郵便その他の方法による入札が認められたときは、その指示するところにより入札することができる。

（入札書の書き換え等の禁止）

第 10 条　入札者は、提出した入札書を書き換え、若しくは引き換え又は撤回することができない。

（開札）

第 11 条　開札は入札終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合せて行う。

２　入札者は、前項の開札に立ち会わなければならない。
３　入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係ない市職員をもって当該開札に立ち会わせる。

（無効の入札）

第 12 条　次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1)　入札参加者以外の者（第９条第２項の規定による代理人を除く。）が入札をした場合
(2)　入札について不正の行為があった場合
(3)　指定の日時までに入札書が到達しなかった場合
(4)　指定の日時までに入札保証金を納めない場合又は入札保証金の納付額が不足している場合
(5)　金額その他必要事項を確認し難い場合又は記名押印（代理人が入札する場合は、当該代理人の記名押印を含む。）がない場合
(6)　同一事項の入札について２通以上の入札書を提出した場合
(7)　他の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした場合
(8)　入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した場合
(9)　同一の入札書に２件以上の入札事項を連記した場合
(10) 前各号のほか、特に指定した事項に違反した場合

（落札者）

第 13 条　予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札をした者を落札者とする。

（再度入札）

第 14 条　開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格以上の入札がないときは、予定価格を事前に公表しない入札に限り、直ちに再度の入札を行う。
２　前項の再度の入札の回数は１回とする。
３　再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち、当該入札が第 12 条の規定により無効とされなかった者に限る。

（随意契約）

第 15 条　再度の開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに随意契約に移行することがある。
２　前項の規定により随意契約とするときは、再度入札における最高の価格５って入札した者（当該入札者が辞退した場合には、次順位者とする。）から、原則として１回に限り見積書を徴する。

（くじ引きによる落札者の決定）

第 16 条　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ落札者を決定する。
２　前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない市職員にくじを引かせる。

（入札結果の通知）

第 17 条　開札をした場合において落札者があるときは、その者の氏名（法人又は組合の場合は、その商号又は名称）及び金額を、落札者がないときはその旨を開札に立ち会った入札

者に通知する。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知する。

（契約書案等の提出）

第 18 条　落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して７日以内に契約書案又は仮契約書案（契約が議会の議決を必要とするものに限る。以下同じ。）を作成し、記名押印のうえ必要書類を添えて提出しなければならない。

２　前項の期間は、市において必要があるときは、あらかじめ指示するところにより伸縮することができる。

３　前２項の期間内に契約書案又は仮契約書案を提出しないときは、落札の決定はその効力を失う。

４　市は、契約書案又は仮契約書案の提出があったときは、その内容が当該契約に適合するものであるかを確認のうえ、記名押印し、その一部を落札者に返付する。

（契約書の作成の省略）

第 19 条　契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ入札公告で指示する。

（契約の確定）

第 20 条　契約書の作成を要する契約にあっては、当該契約は、市長が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

（入札保証金の還付）

第 21 条　落札者の納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、その全額を契約保証金に充当する。

２　落札者以外から納付された入札保証金は、入札終了後、指定の金融機関口座に振り込む方法によりこれを還付する。

（入札保証金に付する利息）

第 22 条　入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に係る利息の支払を請求することができない。

（入札保証金の没収）

第 23 条　入札保証金を納付された場合において、落札者が契約を締結しないとき又は第 18 条第３項の規定により落札の決定が取り消されたときは、当該落札者が納付した入札保証金は没収し、返還しない。

（契約保証金）

第 24 条　落札者は、予定価格の 100 分の 10 以上の市が定めた金額の契約保証金を契約書案の提出時（仮契約書案の提出を要する契約にあっては、第 27 条の規定により当該契約が確定した後で市が指定する期日）までに納付しなければならない。ただし、入札公告において、その全部又は一部の納付を要しないものとしたときは、この限りでない。

２　前項の契約保証金は、入札保証金の充当をもって納付するものとする。

（契約保証金の没収）

第 25 条　契約保証金を納付された場合において、落札者の責めに帰すべき事由により市が当該契約を解除したときは、当該落札者が納付した契約保証金は没収し、返還しない。

（売買代金）

第 26 条　落札者は、契約が確定したときは、市が発行する納入通知書により指定した期日までに売買代金を納付しなければならない。

２　前項の売買代金の納付にあたっては、契約保証金を充当するものとし、当該売買代金から当該契約保証金を差し引いた残額について納付するものとする。

（議会の議決を経なければならない契約）

第 27 条　予定価格が 2,000 万円以上（土地にあっては、5,000 平方メートル以上のものに限る。）の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年東温市条例第 48 号）の定めるところにより、東温市議会の議決を経た後契約を確定させる。

（異議の申し立て）

第 28 条　入札をした者は、入札後この入札心得、図面、説明書、契約書案又は仮契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

別記第２（第８条関係）

東温市インターネット公有財産売却システムをご利用いただくには、以下の「誓約書」及び「東温市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市のガイドライン」という。）を熟読し、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きに関して、市のガイドラインとシステム提供法人のガイドライン等との間に差異がある場合は、市のガイドラインを優先します。

別記第２

東温市インターネット公有財産売却ガイドライン

第１　公有財産売却の参加条件など

１　公有財産売却の参加条件

（以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却に参加できません。）

(1)　地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号に該当すると認められる者

(2)　市が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者

(3)　市税又は市の使用料等を滞納している者

(4)　地方自治法第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員

(5)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団及びその団体の構成員等警察当局から排除要請がある者

(6)　日本語を完全に理解できない方

(7)　東温市が定める本ガイドライン及びシステム提供法人に関連する規約、ガイドラインの内容について承諾しない方、又は順守しない方

(8)　公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

２　公有財産売却参加に当たっての注意事項

(1)　公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとって東温市が執行する一般競争入札手続きの一部です。

(2)　契約保証金を売買代金に充当したときの残金（以下「売買代金の残金」という。）の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第 167 条の４第２項第５号に該当すると見なされ、一定期間東温市が実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。

(3)　公有財産売却に参加される方は、入札保証金を納付してください。ただし、入札保証金の全部を免除している場合はこの限りでありません。

(4)　入札保証金及び売買代金を銀行振込する場合、東温市が納付を確認できるまで数日要します。納付期限までに東温市が納付の確認をできない場合は、参加者へ電話若しくはメールにより納付の確認をおこなうと同時に領収書を提示していただく場合があります。

(5)　公有財産売却に参加される方は、あらかじめ東温市インターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）上の公有財産売却の物件詳細画面や東温市において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。

　また、東温市では、原則として現地説明会を実施しませんので、入札前に各自で希望する公有財産の確認を行ってください。

(6)　公有財産売却システムは、システム提供法人の運営するシステムです。公有財産売却の参加者は、公有財産売却システムの画面上で公有財産売却の参加申込みなどの一連の手続きを行ってください。

ア　参加仮申込み

公有財産売却システムの売却物件詳細画面により公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。

イ　参加申込み（本申込み）

公有財産売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、東温市のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書」（以下「入札参加申込書」という。）を印刷し、必要事項を記入・押印後、入札日前３ヶ月以内に発行された住民票（住民票コード以外の記載を省略していないもの。法人にあっては、商業登記簿謄本又は登記事項証明書）を添付のうえ、東温市に送付してください（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）。

ただし、予定価格が安価な場合は、住民票の添付を別に指定した方法に代える場合もあります。

公有財産売却の各物件について、入札保証金の納付方法は、クレジットカードとなります。ただし、市が別の納付方法を指定した場合はこの限りではありません。

複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに入札参加申込書が必要になりますが、添付書類である住民票（住民票コード以外の記載を省略していないもの。法人にあっては、商業登記簿謄本又は登記記載事項証明書）は１通のみの提出で可とします（コピー不可）。

ただし、予定価格が安価な場合は、住民票の添付を別に指定した方法に代える場合もあります。

(7)　公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売買が中止になること又は公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3　公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

(1)　落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産に係る危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など東温市の責めに帰することのできない損害の負担は、落札者が負うことになり、売買代金の減額等の請求をすることはできません。

(2)　落札者が売買代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

(3)　東温市は、売買代金の残金を納付した落札者の請求により、土地、建物等の売買において、所有権移転の登記が必要な場合に限り、権利移転の登記を所轄法務局に嘱託します。

(4)　原則として、物件に係る土壌調査及びアスベスト調査などは行っていません。

また、開発（建築）などに当たっては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

4　個人情報の取扱いについて

(1)　公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア　公有財産売却の参加申込みを行う際に、住民登録などの住所、氏名（参加者が法人の場合は、商業登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ　入札者の公有財産売却の参加者情報及びシステム提供法人のＩＤに登録されているメールアドレスを東温市に開示され、かつ、東温市がこれらの情報を東温市文書管理規程に基づき適正に保管すること。

東温市から公有財産売却の参加者に対し、システム提供法人のＩＤで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ　落札者に決定された公有財産売却の参加者ＩＤを公有財産売却システム上において一定期間公開されること。

エ　東温市は、収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査などを行うことを目的として利用します。

(2)　公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権の移転などの権利移転登記を行うことはできません。

第２　公有財産売却の参加申込み及び入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却参加申込みと入札保証金の納付が確認できたシステム提供法人のＩＤでのみ入札できます。

１　公有財産売却の参加申込みについて

公有財産売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所・氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

法人で公有財産売却の参加申込みをする場合は、法人名でシステム提供法人のＩＤを取得する必要があります。

原則として、入札開始２日前（開庁日のみ）までに東温市が提出を確認できない場合、入札に参加することができません。

２　入札保証金の納付について

(1)　入札保証金とは

地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、東温市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の 100 分の 10 以上の金額を定めます。ただし、予定価格が安価な場合は、この限りでありません。

(2)　入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売買区分ごとに必要です。入札保証金は、東温市が売却区分ごとに指定するクレジットカード等による方法で納付してください。

入札保証金には利息を付しません。

原則として、入札開始２日前（開庁日）までに東温市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札をすることができません。

ア　クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、公有財産売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続に従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有

財産売却の参加申込者は、システム提供法人に対し、クレジットカードにより入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をシステム提供法人が委託したクレジットカード取扱業者で行うことを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、システム提供法人が入札保証金取扱事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報をシステム提供法人が委託したクレジットカード取扱業者に開示することに同意するものとします。

公有財産売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、東温市公式ホームページより入札参加申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、入札日前３か月以内に発行された住民票(住民票コード以外の記載を省略しないもの。法人にあっては、商業登記簿謄本又は登記事項証明書）を添付のうえ、東温市に送付してください（コピー不可。郵送の場合は、申込締切日の消印有効)。ただし、予定価格が安価な場合は、住民票の添付を別に指定した方法に代える場合があります。

入札参加申込書の入札保証金納付方法欄は「クレジットカード」になります。

ＶＩＳＡ、マスターカード、ＪＣＢ、ダイナースカード、アメリカンエキスプレスカードの各クレジットカードを利用できます（各クレジットカードでも一部利用できないクレジットカードがある場合があります。)。

法人で公有財産売却に参加する場合、法人名で取得したシステム提供法人のＩＤで公有財産売却の参加申込みを行いますが、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

イ　銀行振込による納付

市がクレジットカード以外での納付を指定した場合、銀行振込などで入札保証金を納付する場合は、公有財産売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。公有財産売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、東温市の公式ホームページより入札参加申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、入札日前３か月以内に発行された住民票（住民票コード以外の記載を省略しないもの。法人にあっては、商業登記簿謄本又は登記事項証明書）を添付のうえ、東温市に送付してください（コピー不可。郵送の場合は、申込締切日の消印有効)。ただし、住民票の添付を別に指定した方法に代える場合があります。

なお、銀行振込の場合は、公有財産売却の参加者より必要書類が東温市に到着後、東温市から納付書を送付しますので、必要事項を記入の上、東温市が指定する金融機関に入札保証金を納付してください。

入札参加申込書の入札保証金納付方法欄の銀行振込になります。

銀行振込の際の振込手数料は、公有財産売却の参加申込者負担となります。

銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、東温市が納付を確認できるまで数日間（５営業日）程度要することがあります。

納付が確認できない場合は、ＦＡＸで納付済みの領収書の写しを送信していただくことがあります。

東温市が指定する金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）については、下記を参照してください。

(ｱ)　指定金融機関

伊予銀行の本店又は国内に所在する支店（出張所を含む。）

(ｲ)　収納代理金融機関

次の金融機関のうち国内に所在する本店又は支店（出張所を含む。）

愛媛銀行、愛媛信用金庫、えひめ中央農業協同組合、松山市農業協同組合

(3)　入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに東温市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4)　入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、地方自治法施行令第 167 条の 16 に定める契約保証金に全額充当します。

第３　入札形式で行う公有財産売却の手続

本章における入札とは、公有財産売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

１　公有財産売却への入札

(1)　入札

入札保証金の納付が完了したシステム提供法人のＩＤでのみ入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2)　入札がなかったものとする取扱い

東温市は、地方自治法施行令第 167 条の４第１項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当するものが行った入札については、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

２　落札者の決定

(1)　落札者の決定

入札期間終了後、東温市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、公有財産売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上で、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定にあたっては、落札者のシステム提供法人のＩＤを落札者の氏名（名称）とみなします。

ア　落札者の告知

落札者のシステム提供法人のＩＤと落札価格については、公有財産売却システム上に一定期間公開します。

イ　東温市から落札者への連絡

落札者には、東温市から入札終了後、あらかじめシステム提供法人のＩＤで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

東温市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、執行機関（東温市）が落札者による売買代金の残金の納付を売買代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責めに帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

当該メールに表示されている整理番号は、東温市に連絡する際や東温市に書類を提出する際などに必要となります。

(2)　落札者決定の取消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還しません。

3　売却の決定

(1)　落札者に対する売却の決定

東温市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。契約の際には東温市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類などを添付して東温市に直接持参又は郵送してください。ただし、安価な物品の場合契約書を省略する場合があります。

なお、契約書には契約金額に応じた額面の収入印紙が必要となります。

ア　必要な書類

(ｱ)　市区町村が発行する身分証明書

ただし、入札参加申込書提出時に提出している場合は省略します。

(ｲ)　登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）に定める登録免許税相当額の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書

イ　売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

ウ　落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2)　売却の決定の取消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったとき又は落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で 20 歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還しません。

4　売買代金の残金の納付

(1)　売買代金の残金の金額

売買代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金を差し引いた金額となります。

(2)　売買代金の残金納付期限

落札者は、売買代金の残金納付期限までに東温市が納付を確認できるよう売買代金の残金を一括で納付してください。

売買代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売買代金の残金納付期限（契約締結日から 20 日以内で東温市が指定する日）までに売買代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3)　売買代金の残金の納付方法

売買代金の残金は東温市が用意する納入通知書により納付してください（現金書留による現金の送付、現金の持参、郵便振替払出証書又は郵便為替証書の送付又は持参及び銀行振出の小切手の持参はできませんのでご注意ください。）。

なお、売買代金の残金の納付に係る費用は落札者の負担となります。また、売買代金の残金納付期限までに東温市が納付を確認できることが必要です。

5　入札保証金の返還

(1)　落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法及び返還に要する期間は次のとおりです。

ア　クレジットカードによる納付の場合

システム提供法人が委託したクレジットカード取扱業者はクレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードから入札保証金の引き落としをおこないません。ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落とし時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ　銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座（ゆうちょ銀行を除く。）への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後４週間程度要することがあります。

第４　公有財産売却の財産の権利移転及び引渡しについて

東温市は、落札後、落札者と契約を交わします。

契約の際には東温市より契約書を送付しますので､落札者は必要事項を記入･押印のうえ、本籍地の市区町村が発行する身分証明書及び登録免許税法に定める登録免許税相当額の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書を併せて東温市に直接持参又は郵送してください。その後、売買代金の残金納付確認のうえ、落札者の請求に基づいて不動産登記上の権利移転のみを行います。

1　権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売買代金の残金を納付したときに権利移転します。

2　権利移転の手続について

(1)　東温市の公式ホームページより「所有権移転登記請求書」を印刷した後、必要事項を記入・押印して、売買代金の残金納付期限までに東温市へ提出してください。

なお、売買代金の残金納付期限は、契約締結後 20 日以内の東温市が定める日となります。

(2)　所有権移転の登記が完了するまで、入札終了後数ヶ月程度の期間を要することがあります。

なお、登記完了後、登記済証又は登記識別情報（記号番号が記載されたもの）をお渡しします。

3　注意事項

(1)　落札後、契約を締結した時点で、公有財産売却の財産に係る危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など東温市の責めに帰すことのできない損害は、落札者が負うことになり、売買代金の減額を請求することはできません。

なお、売買代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

(2)　公有財産売却の財産内の動産類やゴミなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

4　引渡し及び権利移転に伴う費用について

(1)　権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税など）は落札者の負担となります。

(2)　所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当額の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります（コピー不可）。売買代金の残金を納付後、送付してください。

第5　注意事項

1　売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1)　公有財産売却の参加申込み期間中

公有財産売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続を中止することがあります。

ア　公有財産売却の参加申込み受付が開始されない場合

イ　公有財産売却の参加申込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ　公有財産売却の参加申込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ　公有財産売却の参加申込み受付終了後になされた公有財産売却の参加申込みを取り消すことができない場合

(2)　入札期間中

公有財産売却システムに不具合などが生じたため、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続を中止することがあります。

ア　入札の受付が開始されない場合

イ　入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ　入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3)　入札期間終了後

公有財産売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続を中止することがあります。

ア　一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ　くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

２　公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1)　特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。

なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後４週間程度要することがあります。

(2)　公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。

なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後４週間程度要することがあります。

３　公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者及び入札者など（以下「入札者等」という。）に損害が発生した場合

(1)　公有財産売却が中止になったことにより、入札者等に損害が発生した場合、東温市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(2)　公有財産売却システムの不具合などにより、入札者等に損害が発生した場合、東温市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(3)　入札者等の使用する機器及び公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込み又は入札に参加できない事態が生じた場合においても、東温市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

(4)　公有財産売却に参加したことに起因して、入札者等が使用する機器及びネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者等に損害が発生した場合、東温市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(5)　公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義(法人の場合は当該法人代表者名義)のクレジットカードで納付する場合、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申込みができないなどの事態が発生したときは、それに起因して入札者等に生じた損害について、東温市は種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(6)　公有財産売却の参加者などの発信若しくは受信するデータが不正アクセス及び改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、東温市は責任を負いません。

(7)　公有財産売却の参加者などが、自身のシステム提供法人のＩＤ及びパスワードなどを紛失若しくはシステム提供法人のＩＤ及びパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、東温市は責任を負いません。

４　公有財産売却の参加申込み期間及び入札期間

公有財産売却の参加申込み期間及び入札期間は、公有財産売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

５　リンクの制限など

東温市が公有財産売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、東温市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、公有財産売却システム上において、東温市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、東温市に無断で転載・転用することは一切できません。

６　その他重要事項

(1)　無効入札に関する事項

上記に記載してきたことのほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア　入札参加仮申込みをしていない方の入札

イ　仮申込み後、本申込みをしていない方の入札

ウ　本申込みの添付資料が不足又は所定のものでない方の入札

エ　所定の入札保証金の納付をしない方の入札

オ　一人の入札者又はその代理人が同一物件について二件以上の入札をしたときの入札

カ　代理人が二人以上の者の代理をしていた入札

キ　入札者が同一物件について他の入札者の代理をしたときの双方の入札

ク　書類等の送付又は電報によってした入札

ケ　無権代理人がした入札

コ　入札に関し不正の行為があった方のした入札

サ　入札に参加する者に必要な資格のない方のした入札

シ　電子入札で所定の日時までに到達しなかったもの

ス　電子入札で契約担当者等の使用に係る電子計算機に到達した入札金額その他所定の情報が書き換えられたもの

セ　その他入札に関する条件に違反した入札

(2)　契約に関する事項

ア　開札及び落札者の決定は、第３の２（１）のとおり行います。

イ　落札者が契約を締結しようとするときは、東温市が作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から７日以内に東温市に提出しなければなりません。

ウ　落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納入しなければなりません（入札保証金は契約保証金に充当します。）。

エ　契約保証金は、全部を売買代金に充当します。

(3)　その他の事項

ゆうちょ銀行は、東温市に対する振込みや落札しなかった場合の入札保証金の返還に係る振込先金融機関として利用できませんのでご注意ください。

インターネット公有財産売却における個人情報について

　東温市がシステム提供法人の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は東温市になります。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合

　クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者及びその代理人（以下「参加者等」という。）は、システム提供法人に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をシステム提供法人が委託したクレジットカード取扱業者が行うことを承諾します。参加者等は、公有財産売却手続が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者等は、システム提供法人が入札保証金取扱事務に必要な範囲で、参加者等の個人情報をクレジットカード取扱業者に開示することに同意するものとします。